平成２４年（フ）第４１９５号
東京都大田区田園調布本町51番６号
破産者　岡田　正己
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２１６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目19番２号
スカイコート吉祥寺204
破産者　有限会社東京石材
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２１７号
東京都西東京市田無町６丁目５―35―101
破産者　川島　政博
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２１号
東京都練馬区氷川台３丁目32―10―501
破産者　間脇　一藏
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２６号
東京都新宿区高田馬場４―13―12　伊豆栄ビル３階、商業登記簿上の本店所在地静岡県静岡市駿河区下川原３丁目26番11号
破産者　有限会社ステディ
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２７号
静岡県静岡市駿河区桃園町11―22―303
破産者　渡邉　久芳
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２８号
静岡県静岡市駿河区桃園町11―22―303
破産者　渡邉　幸子
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２３４号
埼玉県朝霞市本町３丁目１番35号　レガーロ305
破産者　株式会社クリエイトフューチャー
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２３５号
埼玉県朝霞市本町３丁目１番35号　レガーロ305
破産者　福本　達也
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２６０号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１番20―403号
破産者　有限会社ソルテックインターナショナル
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２６１号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１―20―403
破産者　宇田川和雅
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２６２号
東京都台東区東上野１丁目６番６号
破産者　有限会社志水宝飾
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２６４号
東京都北区上中里１丁目30―３
破産者　志水　信子
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２８４号
東京都世田谷区松原４丁目31番９号
破産者　株式会社グッドラック
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２８９号
東京都港区西麻布２丁目13番15号
破産者　有限会社アムリタ
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９１号
東京都世田谷区南烏山５―２―４、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区鷹番３丁目24番14号
破産者　有限会社エイ・ティーズ・ファクトリー
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９２号
東京都世田谷区南烏山５丁目２―４
破産者　谷本　　彰
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９９号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目21番14―513号
破産者　有限会社カイロス
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３００号
東京都世田谷区祖師谷６丁目11―３―201
破産者　櫻井　浩子
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２４号
神奈川県川崎市高津区二子２―１―11―101、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区西品川２丁目19番８号
破産者　株式会社エムケー積算
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２５号
東京都品川区中延５丁目９―19―206
破産者　加藤　雅道
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部